

(配偶者用)

失権事由非該当申立書

1 普通恩給失権事由非該当申立て

公務員（旧軍人等）は、退職（復員等）後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。

2 扶助料失権事由非該当申立て

私は、公務員（旧軍人等）死亡後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。
- ・ 婚姻（事実上の婚姻関係にある場合を含む。）したこと。
- ・ 遺族以外の者の養子となったこと。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)